

あいち花文化・花空間創出事業 業務委託先募集要領

1 事業の目的

花の生産日本一を誇る「花の王国あいち」を広く県民にPRするとともに、暮らしの中に本県の花を取り入れてもらう機運を醸成するため、本県の玄関口である名古屋駅周辺や県庁舎周辺に通年で本県産花きを装飾する「あいちおもてなし花壇」を設置する。

2 委託業務の内容

(1) 県庁舎の花き装飾について

ア 期間 契約締結日（平成27年7月下旬予定）～平成28年3月31日（木）

イ 場所 県庁本庁舎及び議会議事堂の正面玄関

ウ 内容 ○本庁舎正面花壇 15㎡：5m×3m（石板含む）

本庁舎玄関 大型鉢（直径80cm程度）4鉢程度

○議事堂正面玄関 大型鉢（直径80cm程度）3鉢程度

※いずれも灌水装置及び花の王国あいちをPRするため当方が指定するデザインによる看板（大きさ約20cm四方、大型鉢に設置）を設置すること

月2回以上のメンテナンスを行うこと

なお、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること

期間中、植え替えを3回実施すること（初回含む）

(2) 名古屋駅前おもてなし花壇について

ア 期間 契約締結日（平成27年7月下旬予定）～平成28年3月31日（木）

イ 場所 名古屋駅前周辺

ウ 内容 ○モデル花壇設置 15㎡（通年）

花壇のデザイン及び月2回以上のメンテナンスを行うこと

期間中、植え替えを3回以上実施すること（初回含む）

なお、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること

※名古屋市等関係者と調整の上、設置が可能な場所に花の王国あいちをPRするため当方が指定するデザインによる看板（高さ約30cm横約60cm）を設置すること

○中央花壇への花材提供（3回） 1カ所約60㎡

9月、10月及び12月の指定された日に、指定された花材を指定された場所へ納品すること（合計 3号鉢換算で概ね5,000鉢）

※名古屋市等関係者と調整の上、設置が可能な場所に花の王国あいちをPRするため当方が指定するデザインによる看板（高さ約30cm横約

60cm) を設置すること

○街協花壇への花材提供（1回） 24カ所 約120㎡

8月または9月の指定された日に、指定された花材を指定された場所へ納品すること（3号鉢換算で概ね4,000鉢）

(3) 使用する花材について

(1) 及び(2)のいずれも使用する花材は、原則として愛知県産のものを使用すること

3 委託業務の明細

別添「あいち花文化・花空間創出事業」委託業務仕様書」の内容のとおり。

4 応募資格

応募できる者は、植物の管理に精通しており、花き装飾に豊富な経験を有するとともに、優れた企画力、技術力等を持っており、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(参考) 第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

(2) 「平成26・27年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、以下の取扱内容すべてに登録されていること。

ア 業務（大分類）「3. 役務の提供等」

営業種目（中分類）「01. 建物等各種施設管理」

取扱内容（小分類）「10. 植物管理」のうち、（細分類）「03. 草花管理」

イ 業務（大分類）「3. 役務の提供等」

営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」

取扱内容（小分類）「03. 催事」のうち、（細分類）「03. 展示」

ウ 業務（大分類）「3. 役務の提供等」

営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」

取扱内容（小分類）「04. デザイン」のうち、（細分類）「01. デザイン」

(3) 事業を円滑に推進するため、県内に主たる事務所を持つ者であること。

(4) 応募の時点で県から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 代表者が破産者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

5 募集期間

平成 27 年 7 月 6 日（月）から平成 27 年 7 月 17 日（金）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
3,555 千円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。
ただし、規則第 129 条の 3 各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日（平成 27 年 7 月下旬予定）から平成 28 年 3 月 31 日（金）までとする。
- (5) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (6) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書（別添様式）片面印刷
 - (イ) 見積書
※代表者印を押印の上、「愛知県知事」あてとしたもの
 - (ウ) 応募者の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
 - (エ) 定款、寄付行為、規約等
 - (オ) 直近 3 か年の決算報告書
 - (カ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
 - (キ) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
 - (ク) 過去に実施した類似業務の成果書
 - イ 提出部数
7 部（正本 1 部、副本 6 部）
 - ウ 提出期限
平成 27 年 7 月 17 日（金）午後 5 時（必着）

エ 提出方法

郵送もしくは持参

オ 企画提案書作成上の注意事項

(ア) 用紙サイズはA4縦（横書きとし、ページ番号付き）とする。

(イ) A3版の用紙をA4サイズに折りたたんで使用することは可とする。

(ウ) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(エ) 提出期限終了後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部園芸農産課 花きグループ

担 当 玉越、近藤、五十嵐

電 話 052-954-6419（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6932

メールアドレス engei@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

ア 応募に当たっては、あらかじめ、募集期間内（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から午後5時までの間）に、園芸農産課の説明を受けることとする。

イ 電話での質問には応じない。質問は、メールかファックスのみとする。質問に対する回答は、速やかに園芸農産課ホームページに掲載する。

ウ 企画提案書の提出は、1者1案とする。

エ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

オ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

カ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

キ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

ク 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

ア 日程（予定）

平成27年7月22日（水）

イ 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり10分間程度のプレゼンテーション後、10分間の質疑応答を行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可。

審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

- ア 業務実施体制について
- イ 類似業務の実績について
- ウ 企画提案内容について
企画提案内容の独創性や適切性
- エ 委託業務経費について
経費項目や金額の妥当性

(3) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

平成27年7月6日	委託先募集開始
7月17日	企画提案書の提出期限
7月22日	審査委員会による審査
7月下旬	契約締結、事業開始
平成28年3月末日	事業終了、実績報告書の提出
4月中旬	請求書の提出
5月中旬	委託料の支払い

11 その他

- ・委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。